

令和8年4月24日

第4回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第4回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和8年4月24日			招集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分			閉会の日時	午後3時42分			
会長	町田 彰			職務代理	夢川 博朗			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠	
1	荻原 儀文	○		9	佐久間 通友	○		
2	梓澤 富士夫	○		10	木村 欽一	○		
3	夢川 博朗	○		11	内田 美行	○		
4	瀬下 京子	○		12	金子 廣司	○		
5	岡戸 成夫	○		13	町田 彰	○		
6	金子 勇一	○		14	松本 昇	○		
7	新井 健夫	○		15	荒井 雅明	○		
8	芝崎 克行	○						
				加須市農業委員会事務局				
				局長 野本 博一				
				次長 前田 辰男				
				主幹 渡辺 昌也				
				主幹 野崎 浩次				
				主査 田島 貴史				
				主任 福地 英昌				

開会 午後 2時00分

○局長（野本博一君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和8年第4回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

私、この4月の人事異動により、農業委員会事務局長を務めることになりました野本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。



#### ◎開会の宣告

○局長（野本博一君） それでは、早速ですけれども、夢川職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（夢川博朗君） 皆さん、こんにちは。新たにこの4月職務代理となりました夢川です。これから3年間よろしくお願いいたします。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいま加須地域、加須市全域は水稻の作付の準備が始まっていると思います。早いところではもう作付始めていると思いますけれども、大部分はこれから連休明けですね、水が来て、代かき、田植え、5月いっぱい、6月にかけて、これから田植えが最盛期になっていくと思いますが、気象情報も高温という、酷暑という予報等がありますけれども、被害がないことを祈りながら、今年も一年間作付をしていきたいと思っています。

それでは、令和8年第4回加須市農業委員会総会を開催いたします。



#### ◎会長挨拶

○局長（野本博一君） ありがとうございます。

続きまして、町田会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（町田 彰君） 皆さん、こんにちは。

会長となりました町田彰です。よろしくお願いいたします。

今、職務代理からもありましたけれども、もう既に北川辺のほうでは15日ぐらいから田植えが始まって、大根でも20日ぐらいからですか、植え始まって、準備をしているところです。私のところも30日ぐらいから植えようかなと思いますけれども、次の総会ときには植え終わっているといかないというふうに思っているところです。

暖かくはなってきたんですけども、まだまだ朝寒かったりとか、寒暖差が大きかったりとかしますので、皆さん体には十分気をつけられて、仕事をしていただければなというふうに思っております。

さて、今日は委員の改選後初めての総会となります。ベテランの方も初めての方もいらっしゃると思いますけれども、温かい目で見守りながら、慎重審議をお願い申し上げまして、会長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○局長（野本博一君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（野本博一君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち全ての委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



#### ◎自己紹介

○局長（野本博一君） 議事に入る前に、先ほど会長の挨拶にもありましたように、新たな委員及び推進委員になられてから最初の総会になりますので、ここで自己紹介のほうをお願いしたいと思います。

なお、名簿につきましては、過日、議案書配付の際にそれぞれ同封・配付させていただいたものをご参照いただければと思います。

では、まず農業委員の荻原委員から順にお願いしたいと思います。

○1番（荻原儀文君） こんにちは。

北川辺西地区の農業委員を担当することになった荻原儀文といたします。農業委員は初めて

なもので、また、人前で話すのも苦手なものですから、どうぞお手柔らかによろしくお願いいたします。

○2番（梓澤富士夫君） 鴻荃・高柳地区の梓澤富士夫と申します。よろしくお願いいたします。

○4番（瀬下京子君） 皆様、こんにちは。大利根地区の原道になります瀬下と申します。3期になります。3期目に入りますけれども、まだまだ覚えることがたくさんありますので、皆様にご協力いただきながら、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○5番（岡戸成夫君） 樋遣川・大越地区を担当します岡戸と申します。今年初めて農業委員ですので、よろしくご指導のほどお願いいたします。

○6番（金子勇一君） こんにちは。

大利根地区の豊野を担当します金子です。今回で2期目になります。任期中一生懸命やりたいと思いますので、皆さんもご協力のほどよろしくお願いいたします。

○7番（新井健夫君） 皆さん、こんにちは。

騎西地区の下崎、田ヶ谷地区を担当させていただきます新井健夫と申します。住まいのほうは騎西、122号の文化会館という茶色い建物があるんですけども、あれの南側辺りに住んでおります。私も今回初めての農業委員ということで、何分不慣れではございますが、皆様ひとつよろしくお願いいたします。

○8番（芝崎克行君） 皆さん、こんにちは。

騎西第1地区、高柳地区と騎西の外川地区を担当します芝崎と申します。うちでは米作りを何十年とやっているんですが、農業委員会は全く初めてということでございますので、皆様のご指導をいただきながら頑張っていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

○9番（佐久間通友君） 水深地区を担当します佐久間と申します。農業委員は初めてとなります。皆様よろしくお願いいたします。

○10番（木村欽一君） こんにちは。

不動岡・三俣地区を担当する木村欽一といいます。農業委員、初めてのことなので、分からないことだらけなんですけど、先輩方々に教えていただいて、何とか3年間務めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○11番（内田美行君） 加須・大桑・水深地区を担当します内田と申します。私は農業とは全然無関係な商売をしておりました。テレビの番組づくりということで、実はまだ一番最初に担当した番組が55年たっても放送されております。「遠くへ行きたい」という永六輔さ

んの番組でした。ちょっと場違いな感じがございますが、よろしくどうぞ、一生懸命勉強していきたいと思います。

○12番（金子廣司君） 騎西・種足地区を担当します金子廣司と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○14番（松本 昇君） 加須第3地区の礼羽地区の14番、松本昇でございます。前回に引き続きまして農業委員となりました。うちでは水稻を約10町ぐらい、のんびりとやっております。

以上です。

○15番（荒井雅明君） 最後になりましたが、北川辺東地区を担当しております荒井です。今回初めて農業委員になりました。どうぞよろしくお願い致します。

○局長（野本博一君） 農業委員の皆様、ありがとうございました。

次に、農地利用最適化推進委員の野本推進委員から順に自己紹介のほうをお願いしたいと思います。

○推進委員（野本雄一君） 皆様、こんにちは。

加須第1の加須地区を担当させていただきます野本雄一と申します。私自身は2期目となりますが、まだ分からないことたくさんありますので、担当の農業委員さんと共に一緒に活動していけたらと思います。よろしくお願いします。

○推進委員（久保文夫君） 加須第1地区を担当します久保と申します。過去3年間、農業委員としてお世話になりました。これから3年間は推進委員として皆さんのお役に立ちたいなと思っております。もう30年以上前から米作りをうちはしております、その合間合間に本来の仕事もしていましたが、なかなか難しいもので、農業とは面白いなというふうに感じておる昨今でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○推進委員（小山治延君） こんにちは。

水深地区を担当します小山です。よろしくお願いします。

○推進委員（飯塚健次君） 樋遣川地区・大越地区を担当いたします飯塚でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○推進委員（細井豊広君） こんにちは。

区域ですと加須第2の上樋遣川・中樋遣川・外野地区を担当いたします細井と申します。

何分こういう委員は初めての経験ですので、3年間よろしくお願い致します。

○推進委員（小関誠三君） 加須第2地区の大越地区を担当します小関と申します。私も初め

てなので、皆さんにご迷惑かけるかもしれませんが、一生懸命やりますので、よろしくお願いいたします。

○推進委員（田村義雄君） 田村義雄と申します。三俣地区でございます。2期目でございます。よろしくお願いいたします。

○推進委員（儘田兼一君） 不動岡地区を担当します儘田です。私も2期目です。ひとつよろしくお願いいたします。

○推進委員（榎本勝雄君） 加須第3区域の礼羽地区を担当いたします榎本です。ひとつよろしくお願いいたします。

○推進委員（岡田 茂君） 志多見地区を担当いたします岡田と申します。よろしくお願いいたします。

○推進委員（市川一夫君） 騎西第1地区を担当させていただきます市川といいます。今後ともよろしくお願いいたします。

○推進委員（金子由男君） 騎西第1地区を担当します金子と申します。前期に続いて再任になります。よろしくお願いいたします。

○推進委員（増田広美君） 騎西第2地区・下崎を担当します増田といいます。3期目です。よろしくお願いいたします。

○推進委員（清水豊一君） 田ヶ谷地区を担当しています清水と申します。よろしくお願いいたします。

○推進委員（宮野和好君） 種足地区を担当いたします宮野と申します。初めてのことから、よろしくご指導願えたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○推進委員（小倉高志君） 北川辺東地区を担当しております小倉です。何分初めてのものですから、皆さんのご指導をいただきながら努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○推進委員（橋本光男君） 北川辺東地区を担当します橋本光男です。今回初めてということで、皆様のご指導をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○推進委員（高橋大輔君） 大利根東地区を担当します高橋大輔と申します。よろしくお願いいたします。

○推進委員（落合勝男君） 大利根の元和を担当しています落合です。よろしくお願いいたします。

○推進委員（坂田晴彦君） 大利根地域、豊野を担当いたします坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○推進委員（田村和彦君） 大利根の原道地区を担当します田村と申します。どうぞよろしく

お願いします。

○局長（野本博一君） 各委員の皆様、ありがとうございました。

また、ただいま各委員の皆様におかれましては、改選後初めての会議ということで、自己紹介をいただきました。

あわせて、この事務局のほうも4月1日付をもちまして異動となった職員もごさいますので、改めまして事務局職員についても自己紹介のほうをさせていただきたいというふうに思っています。

私、冒頭申し上げましたこの4月1日より事務局長を仰せつかりました経済部長の野本です。改めましてどうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（前田辰男君） 皆さん、こんにちは。

この4月1日から農業委員会事務局次長を務めることになりました前田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（渡辺昌也君） 農業委員会事務局の渡辺と申します。昨年に引き続きお世話になることになりました。よろしくお願いいいたします。

○事務局（田島貴史君） 改めまして、こんにちは。

今回の4月の人事異動によりまして、こちらのほうの事務局のほうを務めさせていただきます田島と申します。よろしくお願いいいたします。

○事務局（野崎浩次君） 農業振興課兼農業委員会事務局の野崎と申します。2年目となります。引き続きよろしくお願いいいたします。

○事務局（福地英昌君） 農業委員会事務局の福地と申します。昨年に引き続き、よろしくお願いいいたします。

○事務局（前田辰男君） 事務局一同、どうぞよろしくお願いいいたします。

この後、議事に入るところでございますが、ここで少しお時間をいただきまして、今回おおむね半分程度の委員の皆様が変わったということもございまして、私のほうから総会中の留意事項について説明させていただきます。

なお、資料のほうはございませんので、よろしくお願いいいたします。

私のほうから5点ほど説明させていただきます。

まず1つ目としまして、身分についてでございますが、もう既にご承知おきのことと存じますけれども、皆様の身分については、特別職の非常勤職員という公務員となりますので、守秘義務が生じます。これは、委員をお辞めになられた後も守っていくというものとなりま

すので、お願いいたします。

次に2点目、携帯電話、メール、カメラ等の取扱いでございますが、総会中はこれらの操作は原則控えていただきますようお願いいたします。

次に3点目でございます。トイレ、休憩等でございますが、総会中は1時間程度をめぐり休憩を取る予定でございますので、その際に用事を済ませていただきますようお願いいたします。ただし、やむを得ず、あるいは急を要する場合などは、議長である会長に許可を得てからご対応くださるようお願いいたします。

なお、飲物につきましては、適宜お取りいただいて結構でございます。

次に4点目でございます。総会中に発言する際は、法により議事録の公開が義務づけられておりますことから、会議録作成上必要となるものでございまして、まず挙手の上、議長である会長の承諾を得て、席番号とご自身のお名前、名字のほうで結構ですので、名乗ってからご発言をお願いいたします。

なお、最適化推進委員の皆様が発言する際は、農業委員会等に関する法律に基づき、総会により求められた場合に報告をいただく場合と、総会の議題において担当する区域内の審議する場合の農地等の最適化の推進について意見を述べることができると規定されておりますので、よろしくをお願いいたします。

最後に5点目でございますが、会議の公開についてですが、法令に基づき、総会は事前に告示するとともに、公開が原則であり、傍聴が可能となっております。そうした観点からも、会議に適した服装としていただき、かつ私語等は原則謹んでいただきますようご協力をお願いいたします。

以上、既にご案内のこととは存じますが、改めましてご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、総会中に何かある場合は、議長である会長にご相談くださいますようお願いいたします。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○局長（野本博一君）** それでは、議事に入らせていただきます。

会長におかれましては、加須市農業委員会総会会議規則第4条に基づきまして、会長が総会の議長となると規定されておりますので、以降は、町田会長に議長のほうをお願いしたいというふうに思います。

なお、私、進行役ですけれども、本日、他の公務と重なっている部分がありますので、3

時ぐらいをめどに進行のほうを次長と代わりますので、あらかじめご了承ください。うふうに思います。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

---

◇

### ◎議事録署名委員の指名

○会長（町田 彰君） それでは、よろしくお願ひします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

3番、夢川博朗委員及び

4番、瀬下京子委員

の両委員を指名いたします。

---

◇

### ◎取下願の報告

○会長（町田 彰君） 議事に入ります前に、本日3件の取下げが提出されております。

まず1つ目が、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書3ページの5番、北川辺の案件、2つ目が議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書9ページ、3番、大桑地区、3つ目が議案書13ページ、14番の元和地区、以上3件について取下げが提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。

---

◇

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田 彰君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、所有権の贈与による所有権移転です。必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、隣接農地と一体で利用するため、譲渡人は、維持管理ができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（木村欽一君） 4月21日の火曜日、午後3時、代理人の 土地家屋調査士さんと地区担当の儘田さん、田村さん3人で現地確認をいたしまして、若干砂利等が入っていましたので、農地として使うのだとちょっと使いづらいただろうということで、砂利を撤去して土を入れ替えるんだという申出をして、業者の方に土を入れ替えていただきました。それで何とか農地として使えるんじゃないかということでした。

以上です。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質問、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

それでは次に、2番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は新規就農となりますが、農業公社等の指導を受け、農業技術を習得し、農業経営を拡充していきたいため、譲渡人は相続により農地を取得したが、耕作を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がりましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（夢川博朗君） 3番、夢川です。

現地に4月15日、岡田推進委員と現地確認調査及び聞き取りを行っております。

対応してくれた方は、この さんの代理人であります さんが対応してくれまして、私も実際にこの譲渡人のほうの さん、同じ姓ですけれども、関係はありません。代理人の さんというのはこういう土地とかをあっせんとかいろいろしている方です。

譲渡人の さんは、先ほど相続とありましたけれども、旦那さんが数年前に亡くなり、全然今耕作をしていなくて、買手を探していたところ、今回の さん、新規就農というさつき説明がありましたけれども、この を2年前に、これは空き家だったんですけれども購入しまして、今住むように順次中を改修しているところで、まだ住民票はこちらに移してありますけれども、行ったり来たりの生活、 の本人になかなか会えないので、代理人の さん、それから譲渡人の さんにお話を聞き、先ほど事務局のほうからありましたように、今年は農林公社に委託をするということで、加須の志多見の育苗センターで苗の購入を予定しており、5月末に苗を引き取り、作付をするそうです。

現在、137アール使用していますけれども、これは志多見東地区と西地区の中間管理に入っている土地でありまして、そのときの作付者が現在引き続き米及び麦を作っております、この麦の収穫が終わった後から順次譲受人の さんが今後耕作をしていくということで確認が取れております。来年以降は、水稻、野菜等を作付していく予定だそうです。

このような状況から、許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。

2番の志多見地区について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は農業規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（芝崎克行君） 8番、芝崎です。

3番の案件についてご説明申し上げます。

これにつきましては、4月14日、午後2時半から金子推進委員さんと現地調査を行いまして、申請代理人の 氏から聞き取りを行いました。

内容でございますが、現状を確認しましたところ、現在の申請地は譲受人の 氏が利用権を設定し、耕作しているものであります。利用状況でございますが、トンネルハウスが1棟、中にはハウレンソウが作付されておりました。また、農業資材の置場として1筆使っております。そして、またそのほかにつきましては、露地野菜ということでハウレンソウ栽培を行っているもので、現地につきましてはきれいに管理されておりました。

なお、この 氏につきましては、住所地の 市でもハウレンソウ栽培を行っているということでございました。

今回の申請地につきましては、譲渡人の 氏から譲渡したいという申出があったということでございまして、本件申請は農地法の許可基準を満たしているものと思われま

すので、許可相当と判断をいたしましたところでございます。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の騎西地区について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、4番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業経営基盤強化促進法第7条第1号の事業を実施するための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（芝崎克行君） 8番、芝崎です。

4番につきましては、4月14日、やはり午後1時から、金子推進委員さんと譲受人の氏宅へ赴きまして、現地調査を行いました。

申請の4筆につきましては、長年にわたりまして氏が耕作しているもので、現状を確認しましたところ、現地は現在麦が作付されておりました、きれいに管理されておりました。また、畑地の関係から、毎年度麦を作付しているということでございます。

氏は、地域でも担い手農家として多くの水稻や麦を作付している方でございます。このようなことから、本件申請につきましては、農地法の許可基準を満たしているものと思われまますので、許可相当と判断いたしましたところでございます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の高柳地区について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

では、次に6番、7番、8番、9番、10番及び11番の北川辺地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図6ページから9ページまでをご覧ください。

3条の6番から11番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

なお、本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は遠方により耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(荻原儀文君) 1番、荻原です。

4月12日に、1番から11番の案件は代理人が同じなので、代理人の さんと推進委員の新井さん、3人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

まず、譲渡人の さんなんですが、現在北川辺には住んでおらず、また高齢のため、耕作ができません。農地を整理したいということで、仕方ないことかなと思いました。それで、6件の案件なんですが、今の案件の土地全て、今の耕作者が譲受人ということで、取得後の耕作についても全く問題ないと思います。

現地の状況なんですが、 さん購入の6ページの の地区以外は、もう既に集積されていて広い農地で、耕作もしており、管理もしっかりされておりました。購入後も全員の人が今と同じように耕作したいということで、今まで数年同じ人が耕作するというので、全く問題ないと思います。

このようなことから、本件の申請は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

松本委員。

○14番（松本 昇君） 14番、松本です。

一応、議案は賛成ですけれども、ちょっと参考のために、売買ということで、田んぼの金額がおおむね10アール当たりこの場合はどのくらいになるか、もし分かるようでしたら教えてください。

以上です。

○会長（町田 彰君） では、事務局、お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

すみません、今いただいている申請書の中で、10アール当たりの額というのが入っていない状況ですので、そちらについては確認ができ次第、改めてご回答できればと思います。

○14番（松本 昇君） 14番、松本です。

別にいいです。おおむね10万なのか、30万なのか、そういう見当がちょっと聞きたかったので質問しました。

以上です。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、6番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の北川辺地区について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、10番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、11番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

それでは次に、12番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は親子関係により引き続き耕作を続けるため、譲渡人は高齢により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(瀬下京子君) 4番、瀬下です。

4月13日、田村推進委員と現地確認を行いました。その後、譲受人の さん宅を訪問し、お話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、草もなくきれいに管理をされておりました。1枚の田んぼになって

おりました。事務局の説明のとおり、譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、お父様であります。　さんは高齢のため耕作できないということで、息子の　さんが農地の管理をしているそうです。ただ、申請地の1筆だけが残っていたので、今回の申請になりました。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（町田 彰君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の原道地区について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、1 3 番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図1 1 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模の拡大のため、譲渡人は耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（町田 彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（瀬下京子君）　4 番、瀬下です。

4 月 1 3 日、田村推進委員と譲受人の　さん立会いの下、現地確認及びお話を伺ってまいりました。

現地はきれいに管理されておりました。申請地に関しましては、集積されておりました、さんが以前から耕作されております。今回、譲渡人の弁護士の方から売買のお話がありまして、共有持主の　さんも以前から耕作されておらず、売買の同意もあり、今回の申請になりました。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

13番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田 彰君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ及び建物配置図の4-1をご覧ください。

本案件は、農家用住宅敷地拡張及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、農家住宅の建て替えに伴い、以前より宅地として使用していた申請地が農地であることが判明したため手続を行うもので、始末書が添付されており、今後においても住宅敷地として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（新井健夫君） 7番、新井です。

4月15日の午前9時半より、推進委員の増田さん及び清水さんと共に、現地代理人になります さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

申請の事由にもありますように、申請地は宅地内の使用地であり、地目が農地であるものを正しく地目を宅地とするものであり、何ら問題ないと判断をいたします。

なお、地番 については庭先の一部、 については納屋の一部、ほかの2筆 につきましては道路後退用地ということになっておるようでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田 彰君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の12件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ、土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（10年）により土地を借り受け、駐車場及び園庭とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、現在、園庭及び送迎用駐車場が不足しており、保育園の運営に必要な施設として、送迎用駐車場及び児童が遊びや運動を行うための園庭を整備するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（内田美行君） 11番、内田です。

4月17日に、推進委員の久保さん、野本さん並びに譲受人の さんに、それに 、5名で聞き取り調査及び現地調査をいたしました。なお、譲渡人の さんは都合がつかず、不参加ということでございます。

許可申請地につきましては、 の西側に隣接する土地でございます。理事長の説明によりますと、園庭の拡充、そして園児の送迎用の駐車スペースを確保するための申請ということでございました。園児の送迎用の駐車場はちょっと少なくなっておりまして、そこをぜひ増やしたいということでございます。

細かく説明しますと、道路に面した部分を駐車場のスペース、そしてその奥がかけっこ広場、右サッカー広場というふうに計画をしているようであります。いずれにしても、駐車場はスムーズに送迎ができるような環境づくり、そしてまた園庭の拡充は、先ほど申し上げたようにかけっこ広場、サッカー広場ということで、自由に園児たちが活動できるような環境づくりということで、またその駐車場と園庭のほうの間には安全柵を設けるというふうな説明でございました。いずれにしても、この送迎用のスペースづくり、それから園児たちが伸び伸びと走り回る環境づくりは有効な利用計画と感じました。

本件の申請につきましては、書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

よろしいでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 4ページ及び配置案A図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（内田美行君） 11番、内田です。

やはり4月17日に、推進委員の久保さん、野本さん、それから株式会社 の さん、計4名で現地の調査及び聞き取り調査をいたしました。なお、代理人の さんは都合がつかず、不参加ということでございます。

現地の状況につきましては、もう草が生い茂っておりまして、またアカメガシワも二、三本生えているというふうな状況でございました。耕作放棄地のような感じを受けておりました。計画では、太陽光発電とのことでございます。申請した土地の南側は、北側用水路という結構大規模な用水路でございます。また、道を挟んで反対側、北側になりますが、これは一級河川中川が流れておりまして、その中川までの間が全てと言っていいぐらい太陽光発電設備が林立しているという環境でございました。また、そのような環境でございますので、近隣への影響もないものと感じました。いずれにしても、遊休農地を再利用して太陽光発電設備をしようという申請でございます。

これにつきましては、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図16ページ、土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在、支店の目の前に駐車場を確保しておりますが、車両が置ききれずはみ出てしまうこともあるため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(町田 彰君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(岡戸成夫君) 5番、岡戸です。

4月18日9時に、地区担当委員の飯塚健次さんと2人で現地確認を行ってまいりました。譲受人代理人である行政書士の さんにその際、現地対応をしていただきました。

現地は、譲渡人のお住まいの家を挟んですぐ南側の一角です。譲受人の工場は、譲渡人の西隣に立地しております。当該農地は長らく耕作放棄地となっております。譲渡人は高齢の独り暮らし世帯であり、耕作は難しいという状況です。周囲は、西側に譲受人の既存の小さな駐車場があり、その他は県道も含め道に囲まれております。水路も対象地内になく、近くに耕作している農地もありません。今回は隣接する工場の駐車場の拡大のための転用ということです。土地の有効活用になると考えました。

以上のことから、本件申請は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(町田 彰君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

よろしいでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(町田 彰君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長(町田 彰君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

もう1時間となりますので、ここで暫時休憩とさせていただきます、再開は会場の時計で3時10分からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分



#### ◎開議の宣告

○会長(町田 彰君) それでは、再開させていただきます。

5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図17ページ、平面図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権(10年)により土地を借り受け、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、運送業を営んでおりますが、業務拡大により現在利用している駐車場では手狭であるため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(町田 彰君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(岡戸成夫君) 5番、岡戸です。

4月17日17時に、地区担当委員の飯塚健次さんと小関誠三さん、3人で現地確認を行ってまいりました。その際、譲受人代理人である行政書士の さんに現地対応をしていただきました。

現地は、加須大利根工業団地に隣接している耕作放棄地です。当該農地の一角に農地とは

別に、以前は宅地、住宅がありまして、そこに譲渡人は生まれましたが、今は他県に嫁いでおります。ご兄弟も皆お亡くなりになり、現在は管理する方が誰もいないという状況の中、転用先を探していたようです。

転用後は、運送会社の駐車場となる予定です。北側、東側が道を挟んで大きな工場、西側は耕作放棄地です。南側に麦を作っている農地がありますが、高めのコンクリート畦畔があり、雨水の処理施設も今後計画されており、排水、泥の流出は抑えられております。

以上のことから、本件申請は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 8ページ、土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（岡戸成夫君） 5番、岡戸です。

4月17日14時に、地区担当委員の細井豊広さんと小関誠三さん、3人で現地確認を行

ってまいりました。その際、譲受人代理人である建築設計を担当する 株式会社の さん、 さんに現地対応をしていただきました。

譲受人の さんは、譲渡人 さんの息子さんであり、譲渡人の住宅は隣にあります。当該農地は譲渡人が自家消費の野菜類を栽培しておりましたが、息子さんたち家族が帰ってくるということで、息子さんの宅地としての転用ということです。

周辺は、西側は県道、南側が譲渡人の住宅につながる街道に面しており、北側、東側はいずれも譲渡人の耕作する水田に隣接しております。周辺環境に及ぼす影響は軽微と考えました。

以上のことから、本件申請は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、配置図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、車両置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、車両置場不足により整備待ちの車両や部品取りの車両置場として計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（岡戸成夫君） 5番、岡戸です。

4月15日11時に、地区担当委員の細井豊広さんと2人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人代理人である の さんに現地対応をしていただきました。

現地は、譲受人の とは小さい水路を挟んですぐ北に接しております。現在は柵で区画され、耕うん、整地されてはありましたが、長らく耕作はされていない農地であったということです。周辺は、小さい農地が集まっており、耕作放棄地、太陽光発電が散在しておりますが、どこも耕作はされていない状況でした。当現地も、耕作しようにも道がなく、他人の農地を介在しないと農機具も入らない土地であり、譲渡人3名は土地売却に関していずれも了解しているということです。なお、水路に関しては、転用後も現状維持を図るということです。

土地の有効活用という観点から、本件申請は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ、配置図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、進入路及び駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存利用地に隣接し、広い道路に面し利便性が高いことから、駐車場不足を解消するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（木村欽一君） 10番、木村です。

4月15日、現地にて 土地家屋調査士さん、それと推進委員の儘田さん、3人で現地確認を行いました。

そのところ、ここの位置図にもあるんですが、駐車場入り口が両側にありまして、真ん中に農地が挟まれているような状態でございまして、この入り口がちょっと県道から入るのに、大型車が入るのにちょっと狭い状況で、ここは小学校の通学路にもなっていて、ちょっと危ない地区なのでございますが、それで、この真ん中の土地が売買ということで、大型車両の出入口としてこの真ん中を使いたいということなので、了解いたしましたということで話しました。

ということですので、許可相当だと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ、土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在使用している資材置場がいっぱいであり、新たな置場が必要であることから計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（夢川博朗君） 3番、夢川です。

4月13日に、岡田推進委員と現地におきまして譲受人の代理人であります土地家屋調査士、 さんに現地で説明を聞き、調査と聞き取りを行ってきました。

現地は、地図を見ていただければ分かるように、今県道、以前の国道125号でむさしの村から向かう通りになっていまして、地図の南側の下は田んぼ地帯でありまして、この対象農地の周りは工業団地とか宅地、駐車場、資材置場などが多いところではございます。

現地は譲渡人の さんは に住んでおりまして、この場は全然耕してなくて、砂利等が混ざった土地でありまして、3月に一旦現地調査をしましたが、取下げになった案件でありまして、原状回復が前回の総会までにできていなくて、今回再度確認に行った土地であります。

現地を確認しましたところ、きれいに整地されておりまして、譲受人の 、資材置場、これ不動岡の町なかに建築をやっていますけれども、新たに資材置場をここに使いたいと。認可は と を見ていただくと、ここは普通の住宅で、 はもう車庫といいますか、この と は資材置場、駐車場に使われている、現在ですね、そういう場所であります。

隣家は と に挟まれた奥に資材置き場ということで、現在は南側はフェンスがなく、東側の のほうはないんですけれども、 との間には低いブロック塀があるんですけれども、ここにフェンスをこしらえて、それぞれ影響がないようにということで、現状は砂利等は除去され、原状回復されておりましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ、配置図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（新井健夫君） 7番、新井です。

4月15日午前11時ぐらいだったと思いますが、推進委員の増田さん、それと清水さんと共に、代理人であります にごさいます の女性の社員の方の立ち会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

こちらは、地目は田ではありますがけれども、こちら地域全体が畑のように高い地域になっており、申請地におきましても前の市道とほぼ同じ高さより若干高い農地となっており、休耕田となっておりました。

住宅が建設されても周りの農地に悪い影響を与える要素はないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件つき売買予定地2区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（新井健夫君） 7番、新井です。

4月15日午前9時50分ぐらいだったと思います。推進委員の増田さん、清水さんと共に、代理人であります土地家屋調査士の さん立会いの下に、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地は、地目畑にはなっておりますけれども、現状田んぼのような形状で、開発が始まる直前ということもありまして、若干草が生えてはございましたけれども、問題なく、約350平米の土地2区画とされておりますが、くいなども打たれておりまして、転用の準備がされておりました。また、西側の農地に対しましても何ら問題がないと判断をいたします。

なお、土地家屋調査士さんからでは、申請の事由にもありますように、建築条件つき売買予定地に係る農地転用許可申請である説明を受けております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ、土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（梓澤富士夫君） 2番、梓澤です。

21日10時に、代理人の さんと現地のほうを見てまいりました。

譲受人の方は譲渡人のお孫さんということで、譲渡人の家の道路を挟んで畑のところが現地になります。現状としては、販売用の作物を育てているわけではなく、家庭菜園的なものがありました。ここに建物を建てるということなんですが、周りに対しての悪い影響のようなものはないと思います。許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の鴻莖地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の鴻莖地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び造成計画、平面図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、洗車場及び駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存店舗、ガソリンスタンドにあるトラック洗車場の稼働が多いため、事業の拡大をする計画をしたものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないも

のと思われます。

以上です。

○会長（町田 彰君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（梓澤富士夫君） 23日、昨日16時、推進委員の市川一夫さんと現地調査をいたしました。代理人の さんに立会いをいただきました。

現地の状況ですが、私ここは毎日通るところですので、前年までは水稲の耕作をしている田んぼでございます。ガソリンスタンドも、事務局言われているように、大型車の止まる所がかなり少ないというのは私もこのガソリンスタンドを見ていて思いました。ちょっと手狭なガソリンスタンドかなと思います。用地を拡大するのは妥当かと思います。許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

よろしいですかね。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田 彰君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

13番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田 彰君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎報告事項

○会長（町田 彰君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の14ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について14件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、18ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農

地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、19ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について22件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（町田 彰君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



#### ◎閉会の宣告

○事務局（渡辺昌也君） 町田会長、議事の進行大変お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますが、夢川職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（夢川博朗君） 本日はお忙しい中、長時間にわたり慎重審議いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和8年第4回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時42分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 8年 4月24日

会 長 町 田 彰

署名委員 夢 川 博 朗

署名委員 瀬 下 京 子